

# 千葉県合気道連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、「千葉県合気道連盟」(以下「本連盟」という。)と称する。

(所在)

第2条 本連盟の事務局は会長指定の場所に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、公益財団法人合気会の傘下連盟団体として合気道を通して心身の鍛錬と人格の陶冶を図り、千葉県における合気道の普及、発展及び郷土の興隆に寄与するとともに、合気道団体相互の親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本連盟への加盟促進
- (2) 演武会及び講習会等の開催
- (3) 加盟団体が行う事業に対する連携、協力及び後援
- (4) 公益財団法人合気会並びにその関係機関が実施する事業に協力、参加及び支援
- (5) 合気道の普及及び指導者の養成
- (6) 教育機関が実施する武道(合気道)教育に連携、協力及び支援
- (7) 合気道に関する調査、研究及び出版
- (8) その他前条の目的を達成するため必要な事業

## 第2章 組織

(構成)

第5条 本連盟は、千葉県に活動拠点を置き、公益財団法人合気会に登録され、かつ、本連盟の設立趣旨に賛同する「合気道団体、道場及び県下市町村合気道連盟」(以下「加盟団体」(準加盟団体を含む)という。)をもって構成する。

なお、公益財団法人合気会への未登録団体については準加盟団体とする。

2 本連盟は、全日本合気道連盟に加盟する。

(加盟及び脱退)

第6条 本連盟に加盟するときは現加盟団体の推薦があり、総会出席者の過半数の賛同を得るものとする。脱退するときは理事会の承認を得るものとする。

### 第3章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 3名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 理事 16名 ((3)、(4)、(5)を含む。)
- (7) 監事 2名
- (8) 評議員 第8条第5号に掲げるものとする。

(役員を選出)

第8条 本連盟の役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、総会で選出する。
- (2) 理事長は、理事の互選とする。
- (3) 副理事長並びに事務局長は、理事長が理事の中から推薦し理事会の承認を得るものとする。
- (4) 理事は、総会で団体の代表者又は評議員から選出する。
- (5) 評議員は、加盟団体ごとに2名とし、理事会へ届け出たものとする。
- (6) 監事は総会で選出する。

(役員の仕事)

第9条 本連盟の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し、会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 事務局長は、事務局員を指名して事務局を設置し、連絡調整、庶務及び会計に係る事務を統括する。
- (6) 理事は、理事会を構成し、会務を掌理する。
- (7) 監事は、会計を監査するとともに、理事会に出席し必要あるときは意見を述べなければならない。但し、議決に加わることはできない。
- (8) 評議員は、総会に出席して議案を審議し、決定に参加する。

(役員の仕事)

第10条 本連盟の役員の仕事は、3年とし再任を妨げない。ただし、補充役員の仕事は前任者の残存期間とする。

- 2 役員は、任期中満80歳に到達した期の満了をもって、その職を終了する。
- 3 役員は、任期満了にあっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 4 役員は、所属する加盟団体を退会した場合、あるいは所属する加盟団体が解散、又は本連盟を脱退した場合は、その身分を喪失する。

## 第4章 名誉役員

(名誉役員)

第11条 本連盟は、清野裕三先生を永世名誉会長に推戴するとともに、次の名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 相談役 若干名
- (3) 顧問 若干名

2 名誉役員は、千葉県合気道連盟の発展に多大な貢献をした者、または寄与が期待される知識経験者の中から常任幹事会で選出し、理事会が承認した者とする。

(名誉役員の委嘱)

第12条 会長は、理事会が承認した名誉役員を委嘱する。

(名誉役員の仕事)

第13条 名誉役員は、必要に応じて総会及び理事会に参画することができる。またその諮問に応ずるものとする。

(名誉役員の仕事)

第14条 名誉役員の仕事期間は会長の仕事に従うものとする。

## 第5章 運営機関

(機関)

第15条 本連盟を運営するため、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 常任幹事会

(総会)

第16条 総会は、第7条第1号から第8号までの役員をもって構成し、毎年定期に開催し、次の事項を決議する。ただし、必要に応じ臨時会を開催することができる。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改正
- (4) 会長、副会長、理事及び監事の選出
- (5) その他必要な事項

2 総会は、委任状を含め構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者が行う。

(理事会)

第17条 理事会は、第7条第1号から第7号までの役員をもって構成し、理事長が必要に応じ召集し、次の事項を掌る。

- (1) 総会に提出する議案の作成及び総会の委任を受けた事項の執行
- (2) 前条に掲げる総会決議事項以外の緊急案件の審議及び執行
- (3) その他必要事項

2 理事会は、委任状を含め構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 理事会の議長は、理事長または理事長が指名する者が行う。

(常任幹事会)

第18条 常任幹事会は、第7条第1号から第5号までの役員をもって構成し、理事長が必要に応じ召集し、次の事項を掌る。

- (1) 理事会に提出する議案の作成
- (2) 上位団体の表彰に係る被表彰候補者の選考
- (3) 被推薦昇段候補者の選考
- (4) 全日本合気道連盟代議員の選考
- (5) 緊急案件の審議及び執行
- (6) その他必要事項

2 常任幹事会は、構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 常任幹事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者が行なう。

(議事録)

第19条 総会並びに理事会等全ての会議には、議事録を作成し、議長が出席者の中から指名した2名の者が署名捺印し、5年間これを保存するものとする。

## 第6章 会計

(経費)

第20条 本連盟の経費は、連盟加盟金、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。なお、連盟加盟金及び会費については別に定める。

2 本連盟への連盟加盟金は、連盟加盟時に納入する。なお、準加盟の場合についても同額とする。但し、準加盟団体が加盟団体となったときはこれを徴収しない。

(会計年度)

第21条 本連盟の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

(会計監査)

第22条 会計の監査は、毎会計年度の決算時において監事が行う。

(会費)

第23条 本連盟の加盟団体は、会費を指定期日までに納入しなければならない。

2 前項の会費のほか、理事会の決定により臨時に会費等を徴収することができる。

- 3 本連盟を脱退しようとする団体は、会費その他の負担金を清算しなければならない。

#### 第7章 段位

(段位)

第24条 本連盟の加盟団体に所属する者の段位については、合気道道主により許可され、公益財団法人合気会に登録された段位によるものとする。

- 2 第18条(3)の選考は、別に定める段位推薦者審議会（以下、「審議会」という。）の議を経るものとする。

#### 第8章 補則

(錬成)

第25条 本連盟の合気道の錬成は、公益財団法人合気会及び全日本合気道連盟に連絡するものとする。

(処分)

第26条 本連盟の加盟団体がこの規約に違反した場合、連盟の名誉を著しく汚した場合、連盟の統制を乱した場合、正当な理由なくして会費等を滞納した場合及び本連盟の利益を著しく損ねた場合は理事会の議決により処分する。

- 2 前項における処分は警告、叱責、除名その他の処分とする。

(委任)

第27条 本規約施行上必要な細則は、理事会において別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(千葉県合気道連盟規約の廃止)

- 2 千葉県合気道連盟規約(平成5年)は廃止する。
- 3 この規約は、平成24年4月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 4 この規約は、平成25年4月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 5 この規約は、平成27年4月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 6 この規約は、平成28年4月17日から施行する。
- 7 この規約は、令和7年4月25日から施行し、令和7年4月1日から適用する。